

令和3年度

埼玉地方労働審議会 家内労働部会

令和4年2月

埼玉労働局

議 事 次 第

議題 1 埼玉地方労働審議会家内労働部会運営規程について

議題 2 第 14 次最低工賃改正計画について

議題 3 その他（専門部会運営改定案等について）

資 料 目 次

【議題 1】

資料 1 - 1 埼玉地方労働審議会家内労働部会運営規程(新旧対照表)

資料 1 - 2 埼玉地方労働審議会家内労働部会運営規定 (改定案)

【議題 2】

資料 2 第 1 4 次最低工賃改正計画について

【議題 3】

資料 3 - 1 専門部会運営規程 (改定案)

資料 3 - 2 革靴製造業最低工賃専門部会運営規程

資料 3 - 3 電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程

資料 3 - 4 縫製業、紙加工品製造業、足袋製造業最低工賃専門部会運営規程

(参考資料)

- 1 埼玉地方労働審議会 家内労働部会委員名簿(令和 4 年 2 月 28 日現在)
- 2 地方労働審議会令
- 3 埼玉地方労働審議会運営規程
- 4 厚生労働省組織令 (抜粋)

議題 1 埼玉地方労働審議会家内労働部会運営規程について

趣旨

家内労働部会運営規程については、平成10年より改正が行われていなかったため、令和3年12月に行われた埼玉地方労働審議会運営規程（以下、「本審規程」という。）の改正等を踏まえた修正を行う。

（主な改正点）

- 1 厚生労働省設置法の規定（平成11年）により、家内労働部会は、地方労働審議会の中に置かれることとなり（改正前は最低賃金審議会に置かれていた。）、本審規程（参考資料3）を準用することとなったため、所要の改正を行う。
- 2 委員の人数について定める規定を新設。

埼玉地方労働基準審議会家内労働部会運営規程 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>(規程の目的)</p> <p>第 1 条 埼玉地方労働審議会家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(委員の人数)</p> <p>第 2 条 委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 3 人とする。</p> <p>(議決の報告)</p> <p>第 3 条 （削除）</p> <p>部会長は、部会において議決を行ったときは、当該議決をその都度、埼玉地方労働審議会会長に報告するものとする。</p>	<p>(規程の目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、埼玉地方労働基準審議会家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事に関し、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）及び労働基準監督機関令（昭和 22 年政令第 174 号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。</p> <p>(調査審議の事項及び報告)</p> <p>第 2 条 家内労働部会は、家内労働法第 20 条第 2 項に基づき埼玉地方労働基準審議会（以下「審議会」という。）の権限に属する事項について調査審議を行う。</p> <p>2 家内労働部会は、家内労働に関し必要と認める事項を埼玉労働基準局長（以下「局長」という。）に建議する必要があると判断するときは、調査審議した事項にその旨の意見を付して審議会に報告するものとする。</p>

第3～7条 (削除)

(会議の招集)

第3条 家内労働部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、局長又は3人以上の委員から開催の要求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を要求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長及び審議会会長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

<p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第4条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規程は、令和●年●月●日から施行する。</p>	<p><u>(議事録及び議事要旨)</u></p> <p>第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人（家内労働者代表委員1人、委託者代表委員1人）が署名するものとする。</p> <p>2 議事録は、家内労働部会の議決により非公開とする場合を除き公開とする。</p> <p>3 議事要旨は、原則として公開とする。</p> <p>第8条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規程は、平成10年5月13日から施行する。</p>
---	--

埼玉地方労働審議会家内労働部会運営規程(案)

資料 1 - 2

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156号の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員の人数)

第2条 委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(議決の報告)

第3条 部会長は、部会において議決を行ったときは、当該議決をその都度、埼玉地方労働審議会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

議題2 第14次最低工賃改正計画について

最低工賃改正計画は、都道府県労働局において作成したものを本省で取りまとめ、決定している。

〔第13次最低工賃改正計画〕

- ・令和元年度：最低工賃にかかる実態調査の取り扱いについて総務省と調整を行うため調査が一時中断。
- ・令和2年度：「電気機械器具製造業」、「紙加工品製造業」、「革靴製造業」の3工賃が改定見送り。
- ・令和3年度：「縫製業」、「足袋製造業」の実態調査を行ったが、当該調査の補充調査を実施。

〔第14次最低工賃改正計画（案）〕

第14次最低工賃改正計画期間は、令和4～6年度となる。令和4年度に繰り越しとした「足袋製造業」、「縫製業」については、令和4年度中に審議できるように補充調査を完了させる予定。

また、革靴製造業については、広域に渡る業界団体の動きも踏まえつつ、令和4年度中に審議できるよう必要な作業を実施。

議題3 その他（専門部会運営規定改定案等について）

最低工賃専門部会運営規程について

- ・ 家内労働部会運営規程の改定に合わせ、埼玉地方労働審議会運営規程を反映させた、5専門部会すべてに共通する改定（案）〈資料3-1〉を作成した。
- ・ 今後、専門部会が開催された際、改定（案）を踏まえ、規程改定に向けたご議論をいただけるよう、進めてまいりたい。

〈参考：専門部会規程設置状況〉

革靴製造業：平成26年2月19日設置〈資料3-2〉

電気機械器具製造業：平成18年6月19日設置〈資料3-3〉

その他3業種：平成11年1月21日設置〈資料3-4〉

埼玉地方最低賃金審議会 〇〇業最低工賃専門部会運営規程（案）

（目 的）

第 1 条 埼玉地方労働審議会（以下「審議会」という。）に設置する最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名 称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

（委員の人数）

第 3 条 委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 3 人とする。

（議決の報告）

第 4 条 専門部会長は、専門部会において議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会会長に報告するものとする。

（規程の改廃）

第 5 条 この規定の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

（施行期日）

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

埼玉地方労働審議会埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第 1 条 埼玉地方労働審議会（以下「審議会」という。）に設置する埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 321 号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(調査審議の事項)

第 2 条 専門部会は、家内労働法第 8 条第 1 項の審議会を定める政令（平成 13 年政令第 318 号）に基づき審議会の権限に属する事項のうち埼玉県内において革靴製造業に係る一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃について調査審議を行う。

(構成)

第 3 条 専門部会の委員（以下「委員」という。）の数は、9 人とする。

(会議の招集)

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、埼玉労働局長（以下「局長」という。）又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに部会長が招集する。

- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び開催希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第 5 条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、埼玉県革靴製造業最低工賃についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したとき、または、当該意見に関する異議申出についての意見に係る調査審議が終了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 2 6 年 2 月 1 9 日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 2 月 2 3 日から施行する。

埼玉地方労働審議会埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会（以下「審議会」という。）に設置する埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、家内労働法（昭和45年法律第60号）及び地方労働審議会令（平成13年政令第321号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(調査審議の事項)

第2条 専門部会は、家内労働法第8条第1項の審議会を定める政令（平成13年政令第318号）に基づき審議会の権限に属する事項のうち埼玉県内において電気機械器具製造業に係る一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃について調査審議を行う。

(構成)

第3条 専門部会の委員（以下「委員」という。）の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、埼玉労働局長（以下「局長」という。）又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。

- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び開催希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したとき、または、当該意見に関する異議申出についての意見に係る調査審議が終了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 1 8 年 6 月 1 9 日から施行する。

埼玉地方最低賃金審議会 〇〇業最低工賃専門部会運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定により、埼玉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に置かれる最低工賃に関する専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事及び運営に関し、家内労働法及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名 称)

第 2 条 最低工賃専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

(構 成)

第 3 条 各最低工賃専門部会の委員の数は、9 人とする。

(会議の招集)

第 4 条 最低工賃専門部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が必要と認めたとときのほか埼玉労働基準局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催要求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を要求しようとするときは、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも 3 日前までに付議事項、日時及び場所を各委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第 5 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の記録は議事録及び議事要旨を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2人(家内労働者代表委員1人、委託者代表委員1人)が署名するものとする。

- 2 議事録は、最低工賃専門部会の議決により非公開とする場合を除き公開とする。
- 3 議事要旨は原則として公開とする。

第9条 部会長は、最低工賃専門部会において議決を行なったときは、審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 最低工賃専門部会は、その専門部会に係る最低工賃についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年1月21日から施行する。

第 11 期埼玉地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

令和4年2月

(公益代表委員)

かな い かおる
金 井 郁

埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 教授

すずき なおみ
鈴木 奈穂美

専修大学 経済学部 教授

の もと なつお
野 本 夏生

川口幸町法律事務所 弁護士

(労働者代表委員)

かきぬま さとし
柿 沼 聡

自動車総連埼玉地方協議会 副議長

たじま ゆきこ
田島 由紀子

マレリ労働組合 副執行委員長

ひらお みきお
平尾 幹雄

連合埼玉 事務局長

(使用者代表委員)

いとう あさみ
伊藤 麻美

日本電鍍工業株式会社 代表取締役

いわた ひでひさ
岩田 英久

埼玉県商工会連合会 専務理事

ひろさわ けんいち
廣澤 健一

一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

地方労働審議会令

(名称)

第1条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、労働者(家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

埼玉地方労働審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(会長の職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の説明を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の

議決を特に必要とすることを定めたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命)

第 13 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 13 年 11 月 19 日から施行とする。
この規程は、平成 18 年 3 月 9 日から施行とする。
この規定は、令和 3 年 12 月 10 日から施行とする。

(抜粋：下線は事務局による。)

平成十二年政令第二百五十二号
厚生労働省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域）

第一百五十六条 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

（地方労働審議会）

第一百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の定めるところによる。